

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、まんのう町土地改良区が土地改良事業（農地耕作条件改善事業（農用地の保全事業）仲南東部2期地区）を行うことについて令和6年6月17日認可した。

令和6年6月25日

香川県知事 池 田 豊 人